≪中小企業信用保険法第２条第５項第４号の認定申請について≫

１．認定基準（以下の＊すべての要件を満たしていることが必要です）

＊　経済産業大臣の指定を受けた地域において、３ヶ月以上継続して事業を行っていること。

※指定地域については中小企業庁ホームページで確認できます。
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

＊　君津市の認定対象は、主たる事業所の所在地が君津市内にある方です。

＊　以下のいずれかの要件を満たしていること。

１．経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後､原則として最近１か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期と比較して 20%以上減少することが見込まれること。

２．事業開始後１年１か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であって、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近１か月間の売上高等が災害等の発生する直前の３か月間の月平均売上高等と比較して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が災害等が発生する直前の３か月間の売上高等と比較して 20%以上減少することが見込まれること。

３．事業開始後１年１か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であって、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近１か月間の売上高等が災害等の発生した以後３か月間の月平均売上高等と比較して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が災害等が発生した以後３か月間の売上高等と比較して 20%以上減少することが見込まれること。

２．必要書類

①	認定申請書　　原本１通 ※該当する申請書様式を使用してください。
②	月別の売上高が確認できる書類（月別試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など） ※最近及び前年の指定月度の売上高まで判るもの
③	履歴事項全部証明書　　※法人の場合（３か月以内のもの） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
④	許認可証の写し　　※許認可業種の場合

⑤	委任状	※本人以外の申請の場合

※状況により他の書類が必要となる場合があります。

3．注意事項

・金額は円単位で記入してください。

・減少率等の計算は、**小数点第２位以下を切捨てし、第１位までを記入**してください。

【問合せ】君津市役所　経済振興課

電話 0439-56-1277